

改正 平成24年3月30日規則第17号

平成25年6月19日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、青梅市国際交流基金条例（平成元年条例第44号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(基金の処分による援助)

第2条 条例第5条に規定する青梅市国際交流基金（以下「基金」という。）の処分による援助は、次の各号に定める場合に行うことができる。

(1) 市内の団体（以下「団体」という。）が、次に掲げる目的のために、団体構成市民（以下「団体員」という。）を海外に派遣するとき。

ア 団体が、団体の目的活動を通して、外国人と相互に友好し、国際交流を図るとき。

イ 語学研修

ウ 団体が、団体員のうちの青少年の国際意識の向上および国際人としての資質の育成を図るとき。

(2) 団体が、広く市民を対象として、年間を通して24回以上語学研修事業を開催するとき。

(3) 団体が、市民の国際意識の高揚を図るため、広く市民を対象として講演会、講習会、展示会、公演等の文化交流事業を開催するとき。

(4) 市内の国際交流を推進するため、10人以上の市民で組織された団体への援助

(5) 前各号に定めるもののほか、国際交流活動の振興のために特に基金による援助を必要と認めるとき。

(援助対象経費等)

第3条 前条各号の場合の援助対象経費、限度額等は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 前条第1号 航空賃の2分の1以下とし、1人3万円、団体30万円を限度とする。

(2) 前条第2号 講師への報酬とし、1年間10万円を限度とする。

(3) 前条第3号 講師等の謝礼その他当該事業に直接必要な経費を対象とし、1事業につき10万円を限度とする。

(4) 前条第4号 1団体5万円を限度とする。

(5) 前条第5号 市長が、特に必要と認めた額を援助する。

(援助の申請)

第4条 基金による援助を受けようとするものは、青梅市国際交流事業援助申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、第2条第1号、第2号、第3号および第4号の援助を申請しようとするときは、当該年度分の申請書を毎年6月までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(援助の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、予算の範囲内で援助の決定をするものとし、その決定に関し必要な事項は別に定める。

2 市長は、前項の規定により援助を決定したときは、青梅市国際交流事業援助決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(援助決定の取消し等)

第6条 前条の規定により援助の決定を受けたものが、次の各号の一に該当すると認める場合は、その決定を取消し、またはすでに交付した援助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、援助の決定を受けたとき。

(2) 援助金を他の用途に使用したとき。

(3) 援助の決定内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(実績報告)

第7条 基金の援助を受けたものは、対象事業が修了したとき、または援助の決定にかかる会計年度

が終了したときは、青梅市国際交流事業援助実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成2年度以後の国際交流活動に対する援助から適用する。

付 則（平成24年3月30日規則第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年6月19日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青梅市国際交流基金条例施行規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

様式第1号

（第4条関係）

様式第2号

（第5条関係）

様式第3号

（第7条関係）